

資 料 編



## 【環境基準】

## (1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和 48 年環境庁告示第 25 号)

(昭和 53 年環境庁告示第 38 号)

| 物 質       | 環 境 基 準                                                                             |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 二酸化硫黄     | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。                              |
| 一酸化炭素     | 1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。                        |
| 浮遊粒子状物質   | 1 時間値の 1 日平均値が $0.10 \text{ mg/m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20 \text{ mg/m}^3$ 以下であること。 |
| 光化学オキシダント | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。                                                             |
| 二酸化窒素     | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。                              |

## (2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

(平成 9 年環境庁告示第 4 号)

| 物 質        | 環 境 基 準                               |
|------------|---------------------------------------|
| ベンゼン       | 年平均値が $0.003 \text{ mg/m}^3$ 以下であること。 |
| トリクロロエチレン  | 年平均値が $0.2 \text{ mg/m}^3$ 以下であること。   |
| テトラクロロエチレン | 年平均値が $0.2 \text{ mg/m}^3$ 以下であること。   |
| ジクロロメタン    | 年平均値が $0.15 \text{ mg/m}^3$ 以下であること。  |

**【名古屋市の大気汚染に係る環境目標値】**

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

| 物 質 名 | 二酸化窒素<br>(NO <sub>2</sub> )     | 浮遊粒子状物質<br>(SPM)                                                                      | 光化学オキシダント               | ベンゼン                                   |
|-------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|----------------------------------------|
| 環境目標値 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であること。 | 1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 | 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。 | 年 平 均 値 が 3 μg/m <sup>3</sup> 以下であること。 |
| 地 域   | 名古屋市の全域                         |                                                                                       |                         |                                        |

## 【騒音に係る環境基準】

(平成 10 年環境庁告示第 64 号)

(平成 11 年愛知県告示第 261 号)

| 地域の<br>類型・区分 |     | 道路に面する地域以外の地域                                                                                                                                                                                                                                                            |               |               | 道路に面する地域                      |                                                       |
|--------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|---------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------|
|              |     | 地域の類型                                                                                                                                                                                                                                                                    |               |               | 地域の区分                         |                                                       |
|              |     | A A                                                                                                                                                                                                                                                                      | A 及び B        | C             | A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 | B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 |
| 基準<br>値      | 昼 間 | 50 デシベル<br>以下                                                                                                                                                                                                                                                            | 55 デシベル<br>以下 | 60 デシベル<br>以下 | 60 デシベル<br>以下                 | 65 デシベル<br>以下                                         |
|              | 夜 間 | 40 デシベル<br>以下                                                                                                                                                                                                                                                            | 45 デシベル<br>以下 | 50 デシベル<br>以下 | 55 デシベル<br>以下                 | 60 デシベル<br>以下                                         |
| 備 考          |     | 地域の類型<br>A A : 療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域<br>A : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域<br>B : 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び都市計画区域で用途地域が定められていない地域<br>C : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域<br>時間区分<br>昼間：午前 6 時から午後 10 時まで<br>夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時まで |               |               |                               |                                                       |

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

| 基準<br>値 | 昼 間 | 70 デシベル以下                                                                                                        |
|---------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | 夜 間 | 65 デシベル以下                                                                                                        |
| 備 考     |     | 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。 |

(昭和 46 年環境庁告示第 59 号)

## 【人の健康の保護に関する環境基準】

| 項 目                                                                                                                                | 基 準 値          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| カドミウム                                                                                                                              | 0.01 mg/ℓ 以下   |
| 全シアン                                                                                                                               | 検出されないこと。      |
| 鉛                                                                                                                                  | 0.01 mg/ℓ 以下   |
| 六価クロム                                                                                                                              | 0.05 mg/ℓ 以下   |
| 砒 素                                                                                                                                | 0.01 mg/ℓ 以下   |
| 総水銀                                                                                                                                | 0.0005 mg/ℓ 以下 |
| アルキル水銀                                                                                                                             | 検出されないこと。      |
| P C B                                                                                                                              | 検出されないこと。      |
| ジクロロメタン                                                                                                                            | 0.02 mg/ℓ 以下   |
| 四塩化炭素                                                                                                                              | 0.002 mg/ℓ 以下  |
| 1,2-ジクロロエタン                                                                                                                        | 0.004 mg/ℓ 以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン                                                                                                                       | 0.02 mg/ℓ 以下   |
| シス-1,2-ジクロロエチレン                                                                                                                    | 0.04 mg/ℓ 以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン                                                                                                                     | 1 mg/ℓ 以下      |
| 1,1,2-トリクロロエタン                                                                                                                     | 0.006 mg/ℓ 以下  |
| トリクロロエチレン                                                                                                                          | 0.03 mg/ℓ 以下   |
| テトラクロロエチレン                                                                                                                         | 0.01 mg/ℓ 以下   |
| 1,3-ジクロロプロペン                                                                                                                       | 0.002 mg/ℓ 以下  |
| チウラム                                                                                                                               | 0.006 mg/ℓ 以下  |
| シマジン                                                                                                                               | 0.003 mg/ℓ 以下  |
| チオベンカルブ                                                                                                                            | 0.02 mg/ℓ 以下   |
| ベンゼン                                                                                                                               | 0.01 mg/ℓ 以下   |
| セレン                                                                                                                                | 0.01 mg/ℓ 以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素                                                                                                                      | 10 mg/ℓ 以下     |
| ふっ素                                                                                                                                | 0.8 mg/ℓ 以下    |
| ほう素                                                                                                                                | 1 mg/ℓ 以下      |
| 備考 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。                                                                                      |                |
| 2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。                                                                       |                |
| 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。                                                                                                      |                |
| 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 |                |

【生活環境の保全に関する環境基準（河川（湖沼を除く））】

(i)

| 項目<br>類型                                                                                         | 利用目的の<br>適 応 性            | 基 準 値                |                         |                   |               |                   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------|-------------------------|-------------------|---------------|-------------------|
|                                                                                                  |                           | 水素イオン<br>濃 度<br>(pH) | 生物化学的<br>酸素要求量<br>(BOD) | 浮遊物質<br>量<br>(SS) | 溶存酸素量<br>(DO) | 大腸菌群数             |
| AA                                                                                               | 水道1級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの  | 6.5以上<br>8.5以下       | 1 mg/ℓ 以下               | 25 mg/ℓ 以下        | 7.5 mg/ℓ 以上   | 50MPN/100ml 以下    |
| A                                                                                                | 水道2級・水産1級・水浴及びB以下の欄に掲げるもの | 6.5以上<br>8.5以下       | 2 mg/ℓ 以下               | 25 mg/ℓ 以下        | 7.5 mg/ℓ 以上   | 1,000MPN/100ml 以下 |
| B                                                                                                | 水道3級・水産2級及びC以下の欄に掲げるもの    | 6.5以上<br>8.5以下       | 3 mg/ℓ 以下               | 25 mg/ℓ 以下        | 5 mg/ℓ 以上     | 5,000MPN/100ml 以下 |
| C                                                                                                | 水産3級・工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの  | 6.5以上<br>8.5以下       | 5 mg/ℓ 以下               | 50 mg/ℓ 以下        | 5 mg/ℓ 以上     | —                 |
| D                                                                                                | 工業用水2級・農業用水及びEの欄に掲げるもの    | 6.0以上<br>8.5以下       | 8 mg/ℓ 以下               | 100 mg/ℓ 以下       | 2 mg/ℓ 以上     | —                 |
| E                                                                                                | 工業用水3級・環境保全               | 6.0以上<br>8.5以下       | 10 mg/ℓ 以下              | ごみ等の浮遊が認められないこと。  | 2 mg/ℓ 以上     | —                 |
| 備考 1 基準値は、日間平均値とする。<br>2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする。<br>3 省略。<br>4 省略。 |                           |                      |                         |                   |               |                   |

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
" 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
" 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
3 水 産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
" 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用  
" 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
" 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
" 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

<水域類型の指定>

| 水 域         | 該当類型 |
|-------------|------|
| 中 川 運 河（全域） | E    |

出典）「平成 19 年版 名古屋市環境白書」（名古屋市，平成 19 年）

( ii )

| 項目<br>類型               | 水生生物の生息状況の適応性                                              | 基準値          | 該当水域          |
|------------------------|------------------------------------------------------------|--------------|---------------|
|                        |                                                            | 全 亜 鉛        |               |
| 生物 A                   | イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                     | 0.03 mg/ℓ 以下 | 水域類型ごとに指定する水域 |
| 生物特 A                  | 生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03 mg/ℓ 以下 |               |
| 生物 B                   | コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域                        | 0.03 mg/ℓ 以下 |               |
| 生物特 B                  | 生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域 | 0.03 mg/ℓ 以下 |               |
| 備考<br>1 基準値は、年間平均値とする。 |                                                            |              |               |

【地下水の水質汚濁に係る環境基準】

(平成9年環境庁告示第10号)

| 項 目             | 基 準 値                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カドミウム           | 0.01 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 全シアン            | 検出されないこと                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 鉛               | 0.01 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 六価クロム           | 0.05 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 砒素              | 0.01 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 総水銀             | 0.0005 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| アルキル水銀          | 検出されないこと                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| P C B           | 検出されないこと                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ジクロロメタン         | 0.02 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 四塩化炭素           | 0.002 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.02 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| トリクロロエチレン       | 0.03 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| テトラクロロエチレン      | 0.01 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| チウラム            | 0.006 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| シマジン            | 0.003 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| チオベンカルブ         | 0.02 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| ベンゼン            | 0.01 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| セレン             | 0.01 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素   | 10 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ふっ素             | 0.8 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ほう素             | 1 mg/ℓ 以下                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 備考              | <p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p> |

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値】

(平成 17 年名古屋市告示第 402 号)

(1) 水の安全性に関する項目 (全市域)

| 項 目 名           | 目 標 値          |
|-----------------|----------------|
| カドミウム           | 0.01 mg/ℓ 以下   |
| 全シアン            | 検出されないこと       |
| 鉛               | 0.01 mg/ℓ 以下   |
| 六価クロム           | 0.05 mg/ℓ 以下   |
| 砒素              | 0.01 mg/ℓ 以下   |
| 総水銀             | 0.0005 mg/ℓ 以下 |
| アルキル水銀          | 検出されないこと       |
| P C B           | 検出されないこと       |
| ジクロロメタン         | 0.02 mg/ℓ 以下   |
| 四塩化炭素           | 0.002 mg/ℓ 以下  |
| 1,2-ジクロロエタン     | 0.004 mg/ℓ 以下  |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 0.02 mg/ℓ 以下   |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 0.04 mg/ℓ 以下   |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 1 mg/ℓ 以下      |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 0.006 mg/ℓ 以下  |
| トリクロロエチレン       | 0.03 mg/ℓ 以下   |
| テトラクロロエチレン      | 0.01 mg/ℓ 以下   |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 0.002 mg/ℓ 以下  |
| チウラム            | 0.006 mg/ℓ 以下  |
| シマジン            | 0.003 mg/ℓ 以下  |
| チオベンカルブ         | 0.02 mg/ℓ 以下   |
| ベンゼン            | 0.01 mg/ℓ 以下   |
| セレン             | 0.01 mg/ℓ 以下   |
| 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素   | 10 mg/ℓ 以下     |
| ふっ素             | 0.8 mg/ℓ 以下    |
| ほう素             | 1 mg/ℓ 以下      |

注)「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

## (2) 水質汚濁に関する項目

| 水 域      |                  | 河 川              |                                  |                                   |
|----------|------------------|------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| 区 分      |                  | ☆☆☆              | ☆☆                               | ☆                                 |
| 親水のイメージ  |                  | 川に入っでの遊びが楽しめる    | 水際での遊びが楽しめる                      | 岸辺の散歩が楽しめる                        |
| 水質目標値    | 水素イオン濃度 (pH)     | 6.5 以上<br>8.5 以下 |                                  |                                   |
|          | 生物化学的酸素要求量 (BOD) | 3 mg/ℓ 以下        | 5 mg/ℓ 以下                        | 8 mg/ℓ 以下                         |
|          | 浮遊物質 (SS)        | 10 mg/ℓ 以下       | 15 mg/ℓ 以下                       | 20 mg/ℓ 以下                        |
|          | 溶存酸素量 (DO)       | 5 mg/ℓ 以上        |                                  | 3 mg/ℓ 以上                         |
|          | ふん便性大腸菌群数        | 1000 個/100mℓ 以下  |                                  |                                   |
| 親しみやすい指標 | 透視度 (cm)         | 70 以上            | 50 以上                            | 30 以上                             |
|          | 水のにおい            | 顔を近づけても不快でないこと。  | 水際に寄っても不快でないこと。                  | 橋や護岸で不快でないこと。                     |
|          | 水の色              | 異常な着色のないこと。      |                                  |                                   |
|          | 水量               | 流れのあること。         |                                  |                                   |
|          | ごみ               | ごみのないこと。         |                                  |                                   |
|          | 生物指標             | 淡水域              | アユ<br>モロコ類<br>ヒラタカゲロウ類<br>ハグロトンボ | カマツカ<br>オイカワ<br>コカゲロウ類<br>シマトビケラ類 |
|          |                  | 汽水域              |                                  | マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ                 |

注) 1: 水質目標値は、日間平均値とする。

2: BOD の年間評価については、75%水質値によるものとする。

【名古屋市の水質汚濁に係る環境目標値（地域区分）】

（平成 17 年名古屋市告示第 402 号）

| 水域     | 区分  | 親水のイメージ       | 地 域                                                                                                                                                                         |
|--------|-----|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 河<br>川 | ☆☆☆ | 川に入っでの遊びが楽しめる | 荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）                                                          |
|        | ☆☆  | 水際での遊びが楽しめる   | 堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、天白川（全域）、植田川（全域）、扇川（全域）、庄内川下流部（松川橋から下流の水域に限る。）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）                                                         |
|        | ☆   | 岸辺の散歩が楽しめる    | 荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、香流川（全域）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、戸田川（全域）、福田川（全域）、鞍流瀬川（全域）、及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。） |

## 【土壌の汚染に係る環境基準】

(平成３年環境庁告示第４６号)

| 項 目             | 環 境 上 の 条 件                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| カドミウム           | 検液１ℓにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米１kgにつき 1 mg未満であること。                                                                                                                                                                                                                          |
| 全シアン            | 検液中に検出されないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 有機燐             | 検液中に検出されないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 鉛               | 検液１ℓにつき 0.01 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 六価クロム           | 検液１ℓにつき 0.05 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 砒素              | 検液１ℓにつき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌１kgにつき 15 mg未満であること。                                                                                                                                                                                                                 |
| 総水銀             | 検液１ℓにつき 0.0005 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                      |
| アルキル水銀          | 検液中に検出されないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| P C B           | 検液中に検出されないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 銅               | 農用地（田に限る。）において、土壌１kgにつき 125 mg未満であること。                                                                                                                                                                                                                                         |
| ジクロロメタン         | 検液１ℓにつき 0.02 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 四塩化炭素           | 検液１ℓにつき 0.002 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 1,2-ジクロロエタン     | 検液１ℓにつき 0.004 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 1,1-ジクロロエチレン    | 検液１ℓにつき 0.02 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| シス-1,2-ジクロロエチレン | 検液１ℓにつき 0.04 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 1,1,1-トリクロロエタン  | 検液１ℓにつき 1 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 1,1,2-トリクロロエタン  | 検液１ℓにつき 0.006 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| トリクロロエチレン       | 検液１ℓにつき 0.03 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| テトラクロロエチレン      | 検液１ℓにつき 0.01 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 1,3-ジクロロプロペン    | 検液１ℓにつき 0.002 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| チウラム            | 検液１ℓにつき 0.006 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| シマジン            | 検液１ℓにつき 0.003 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                       |
| チオベンカルブ         | 検液１ℓにつき 0.02 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ベンゼン            | 検液１ℓにつき 0.01 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| セレン             | 検液１ℓにつき 0.01 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| ふっ素             | 検液１ℓにつき 0.8 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ほう素             | 検液１ℓにつき 1 mg以下であること。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 備考 １            | 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、「土壌の汚染に係る環境基準について」の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。                                                                                                                                                                                                |
| ２               | カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１ℓにつき 0.01 mg、0.01 mg、0.05 mg、0.01 mg、0.0005 mg、0.01 mg、0.8 mg及び 1 mgを超えていない場合には、それぞれ検液１ℓにつき 0.03 mg、0.03 mg、0.15 mg、0.03 mg、0.0015 mg、0.03 mg、2.4 mg及び 3 mgとする。 |
| ３               | 「検液中に検出されないこと」とは、「土壌の汚染に係る環境基準について」の別表に記載されてある測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。                                                                                                                                                                               |
| ４               | 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。                                                                                                                                                                                                                                        |

【ダイオキシン類に係る環境基準】

(平成 11 年環境庁告示第 68 号)

| 媒 体                                                                                                                                                                           | 基 準 値                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 大 気                                                                                                                                                                           | 0.6pg－TEQ/m <sup>3</sup> 以下 |
| 水 質<br>(水底の底質を除く)                                                                                                                                                             | 1pg－TEQ/l 以下                |
| 水底の底質                                                                                                                                                                         | 150pg－TEQ/g 以下              |
| 土 壌                                                                                                                                                                           | 1,000pg－TEQ/g 以下            |
| 備 考<br>1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性に換算した値とする。<br>2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。<br>3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg－TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 |                             |

## 【大気汚染防止法】及び【愛知県生活環境保全条例】

(大気汚染防止法施行令 昭和 43 年政令第 329 号)  
 (大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)  
 (愛知県生活環境保全条例施行細則)

## (1) ばい煙発生施設

| ばい煙発生施設                                 | 大気汚染防止法                                                    | 愛知県生活環境保全条例               |
|-----------------------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------|
| ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く） | 伝熱面積が 10 m <sup>2</sup> 以上<br>又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 500 /時以上 | 伝熱面積が 8 m <sup>2</sup> 以上 |

## (2) 硫黄酸化物の規制

## 1) 排出基準（K 値規制）

$$q = K \times 10^{-3} H e^2$$

q：硫黄酸化物の量（単位 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した m<sup>3</sup>/時）

K：大気汚染防止法施行規則第 3 条及び愛知県生活環境保全条例施行規則第 9 条で定められた値

（大気汚染防止法施行令第 5 条、同法施行規則第 3 条、  
愛知県生活環境保全条例施行規則第 9 条別表第 6）

| 地 域  | 大気汚染防止法<br>(S49. 4. 1～) | 愛知県生活環境保全条例<br>(S49. 9. 30～) |
|------|-------------------------|------------------------------|
| 名古屋市 | 1. 17                   | 1. 17                        |

H e：以下に規定する方法により補正された排出口の高さ（単位 メートル）

$$H e = H o + 0.65(H m + H t)$$

$$H m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、H e、H o、Q、V 及び T は、それぞれ次の値を表すものとする。

H e：補正された排出口の高さ（単位 メートル）

H o：排出口の実高さ（単位 メートル）

Q：温度十五度における排出ガス量（単位 立方メートル毎秒）

V：排出ガスの排出速度（単位 メートル毎秒）

T：排出ガスの温度（単位 絶対温度）

2) 総量の規制

| 項 目        | 大気汚染防止法（総量規制）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 愛知県生活環境保全条例（総排出量規制）                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対 象<br>工事等 | 特定工場等<br>全ての硫黄酸化物に係るばい煙発生施設（注 参照）を定格能力で運転する場合において使用される原料及び燃料の量を重油の量に換算したものが500ℓ /時以上の工場・事業場                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 大気指定工場等<br>1. 大気指定施設<br>ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く：伝熱面積 10m <sup>2</sup> 以上）の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計が重油に換算した量が 500 ℓ /時以上の工場等                                                                                                                                                                                           |
| 基準式        | <p>特定工場等の新設、既設の特定工場等の施設の設置等</p> $Q = a W^{0.95} + r a' \{ (W + Wi)^{0.95} - W^{0.95} \}$ <p>Q：硫黄酸化物の排出許容量(m<sup>3</sup>N/h)<br/> W：51年3月31日(小型ボイラー(伝熱面積が10m<sup>2</sup>未満のもの。以下同じ。))は、60年9月9日、ガスタービン、ディーゼル機関は、63年1月31日、ガス機関、ガソリン機関は3年1月31日)以前に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値(ℓ /h)<br/> Wi：51年4月1日(小型ボイラーは、60年9月10日、ガスタービン、ディーゼル機関は、63年2月1日、ガス機関、ガソリン機関は3年2月1日)以後に設置されたばい煙発生施設で使用される燃原料の合計値(ℓ /h)<br/> a, a', r：定数<br/> a：2.17×10<sup>-3</sup>、a'：2.17×10<sup>-3</sup><br/> r：1/3</p> | <p>大気指定工場等の新設</p> $Q = R_3 \{ 0.7 \alpha S_3 (a W_2 + b) + Q' \}$ <p>Q：硫黄酸化物の排出許容量(m<sup>3</sup>N/h)<br/> W<sub>1</sub>：49年9月29日現在の大气指定施設の燃焼能力の合計値(ℓ /h)<br/> W<sub>2</sub>：大気指定施設の燃焼能力の合計値(ℓ /h)<br/> a, b, R<sub>1</sub>, R<sub>2</sub>, R<sub>3</sub>, αS<sub>1</sub>, αS<sub>2</sub>, αS<sub>3</sub>,<br/> ：定数（注参照）</p> |

注）県条例に基づく総量規制の定数一覧

| R <sub>1</sub> | R <sub>2</sub> | R <sub>3</sub> | R <sub>4</sub> |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 0              | 1.0            | 1.0            | 0.31           |

| αS <sub>1</sub>                      | αS <sub>2</sub>                      | αS <sub>3</sub>                      |
|--------------------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| $\frac{0.771 - 0.027 \log y_1}{100}$ | $\frac{0.432 - 0.035 \log y_1}{100}$ | $\frac{0.144 - 0.012 \log y_2}{100}$ |

$$y_1 = a W_1 + b, \quad y_2 = \left| (a W_2 + b) - (a W_1 + b) \right|$$

| 大気指定工場等における大気指定施設の燃焼設備の燃料の燃焼能力の合計<br>(重油の量に換算した1時間あたりリットル) | a     | b      |
|------------------------------------------------------------|-------|--------|
| 500 以上 1,000 未満                                            | 0.643 | 16     |
| 1,000 以上 5,000 未満                                          | 0.743 | -84    |
| 5,000 以上 10,000 未満                                         | 0.606 | 620    |
| 10,000 以上                                                  | 0.861 | -1,930 |

### 3) ばいじんの規制

(大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)

| 施設名   | 規模(万 m <sup>3</sup> N/h) | g/m <sup>3</sup> N |
|-------|--------------------------|--------------------|
| ボイラー  | 4 以上                     | 0.03               |
| ガスの専焼 | 4 未満                     | 0.05               |

(大気汚染防止法第四条第一項に基づく排出基準を定める条例 昭和 48 年愛知県条例第 4 号)

| 施設の種類                                               | 施設の規模<br>(万 m <sup>3</sup> N/h) | 許容濃度<br>(g/m <sup>3</sup> N) |
|-----------------------------------------------------|---------------------------------|------------------------------|
| ボイラー<br>重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く）又はガスを専焼させるもの | 20 以上                           | 0.05                         |
|                                                     | 4～20                            | 0.10                         |
|                                                     | 4 未満                            | 0.20                         |

(愛知県生活環境保全条例施行細則)

| 施設の種類                                               | g/m <sup>3</sup> N |
|-----------------------------------------------------|--------------------|
| ボイラー<br>重油その他の液体燃料（紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く）又はガスを専焼させるもの | 0.20               |

### 4) 窒素酸化物

(大気汚染防止法施行規則 昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号)

| 施設名           | 規模(万 m <sup>3</sup> N/h) | cm <sup>3</sup> |
|---------------|--------------------------|-----------------|
| ボイラー<br>ガスの専焼 | 50 以上                    | 60              |
|               | 4～50                     | 100             |
|               | 1～4                      | 130             |
|               | 1 未満                     | 150             |

【名古屋市環境保全条例】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

窒素酸化物排出施設

|   |                                         |                                                                                                                      |
|---|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ボイラー（熱風ボイラーを含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く） | 日本工業規格 B8201 及び B8203 の伝熱面積の項で定めるところにより算定した伝熱面積が 8 m <sup>2</sup> 以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 1 時間当たり 50 リットル以上であること。 |
|---|-----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

規制基準

$$Q = 3.705 \times \{ \Sigma (C_1 \cdot F_1) + \Sigma (C_2 \cdot F_2) \}^{0.94}$$

Q：工場等から排出が許容される窒素酸化物の量（NO<sub>2</sub>の換算 g/時）

F<sub>1</sub>、F<sub>2</sub>：窒素酸化物排出施設を定格能力で運転する場合に使用される燃料・原料の量を重油の量へ換算したもの（①燃原料の量×②換算係数）

C<sub>1</sub>、C<sub>2</sub>：下表参照

| 詳 細 区 分 |                            | C <sub>1</sub> | C <sub>2</sub> |
|---------|----------------------------|----------------|----------------|
| 1       | 重油の量に換算した燃焼能力が 4,000 以上    | 0.70           | 0.60           |
| 2       | 気体燃料（液化石油ガスを除く）の専焼（1 項を除く） | 0.90           | 0.80           |
| 3       | C 重油を燃焼（1 項を除く）            | 1.30           | 1.10           |
| 4       | 固体燃料（石炭除く）を燃焼させるもの（1 項を除く） | 1.60           | 1.30           |
| 5       | 前各項に掲げるものを除く               | 1.00           | 0.85           |

注 主たる熱源が電気であるものにあつては、C<sub>1</sub>の値は 1.00、C<sub>2</sub>の値は 0.95 とする。

## 【騒音発生施設を設置する工場等に係る騒音の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

| <div>時間の区分</div> <div>地域の区分</div>                                  | 昼 間      | 朝・夕                  | 夜 間             |
|--------------------------------------------------------------------|----------|----------------------|-----------------|
|                                                                    | 8 時～19 時 | 6 時～8 時<br>19 時～22 時 | 22 時～<br>翌日 6 時 |
| 第 1 種低層住居専用地域<br>第 2 種低層住居専用地域<br>第 1 種中高層住居専用地域<br>第 2 種中高層住居専用地域 | 45       | 40                   | 40              |
| 第 1 種住居地域<br>第 2 種住居地域<br>準住居地域                                    | 50       | 45                   | 40              |
| 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域                                            | 65       | 60                   | 50              |
| 都市計画区域で用途地域の定められていない地域                                             | 60       | 55                   | 50              |
| 工業地域                                                               | 70       | 65                   | 60              |
| 工業専用地域                                                             | 75       | 75                   | 70              |

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業】

(騒音規制法施行令 昭和 43 年政令第 324 号)  
(名古屋市環境保全条例施行細則)

| 特定建設作業の種類                                                                                                                               | 騒音規制法 | 名古屋市環境保全条例 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------------|
| 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）                                                          | ○     | ○          |
| 2 びょう打機を使用する作業                                                                                                                          | ○     | ○          |
| 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）                                                          | ○     | ○          |
| 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）                                                    | ○     | ○          |
| 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m <sup>3</sup> 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） | ○     | ○          |
| 6 バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業                                                                                                | ○     |            |
| 7 トラクターショベル（原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。）を使用する作業                                                                                            | ○     |            |
| 8 ブルドーザー（原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。）を使用する作業                                                                                               | ○     |            |
| 9 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業                                                                       |       | ○          |
| 10 コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業                                                                                      |       | ○          |
| 11 コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）                                                   |       | ○          |
| 12 ブルドーザー、パワーショベル、バックホウ、スクレイパ、トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械にあっては原動機として最高出力 74.6kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業                      |       | ○          |
| 13 ロードローラー、振動ローラー又はてん圧機を用いる作業                                                                                                           |       | ○          |

【騒音規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に係る騒音の基準】

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和 43 年厚生省・建設省告示第 1 号)  
(名古屋市環境保全条例施行細則)

| 規制の種別        | 地域の区分 | 基 準 等                      |
|--------------|-------|----------------------------|
| 基準値          | ①②③   | 85dB を超えないこと               |
| 作業時間         | ①     | 午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと  |
|              | ②     | 午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと |
| *1 日あたりの作業時間 | ①     | 10 時間を超えないこと               |
|              | ②     | 14 時間を超えないこと               |
| 作業期間         | ①②③   | 連続 6 日を超えないこと              |
| 作業日          | ①②③   | 日曜日その他の休日でないこと             |

注) 1：基準値は、騒音特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2：基準値を超えている場合、騒音の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を＊欄に定める時間未満 4 時間以上の間において 短縮させることを勧告・命令することができる。

3：地域の区分

①地域：ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域

イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域

②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）

③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

## 【騒音規制法第 17 条第 1 項に基づく自動車騒音の限度】

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令  
平成 12 年総理府令第 15 号)

(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音  
の限度を定める総理府令による区域の区分 平成 12 年名古屋市告示第 191 号)

単位：dB

| 区域の区分                                                 | 昼 間      | 夜 間         |
|-------------------------------------------------------|----------|-------------|
|                                                       | 6 時～22 時 | 22 時～翌日 6 時 |
| a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域                       | 65       | 55          |
| a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域                         | 70       | 65          |
| b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域 | 75       | 70          |

注) 1：区域の区分

- a 区域：第一種低層住居専用地域  
第二種低層住居専用地域  
第一種中高層住居専用地域  
第二種中高層住居専用地域
- b 区域：第一種住居地域  
第二種住居地域  
準住居地域  
都市計画区域で用途地域の定められていない地域
- c 区域：近隣商業地域  
商業地域  
準工業地域  
工業地域

2：幹線交通を担う道路に近接する区域に係る特例

2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲については、昼間 75dB、夜間 70dB とする。

「幹線交通を担う道路」とは次に掲げる道路をいう。

- ①高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道は 4 車線以上の区間）
- ②一般自動車道であって「都市計画法施行規則」（昭和 44 年建設省令第 49 号）第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路

## 【振動発生施設を設置する工場等に係る振動の規制基準】

(名古屋市環境保全条例施行細則)

単位：dB

| <div>時間の区分</div> <div>地域の区分</div>                                  | 昼 間      | 夜 間         |
|--------------------------------------------------------------------|----------|-------------|
|                                                                    | 7 時～20 時 | 20 時～翌日 7 時 |
| 第 1 種低層住居専用地域<br>第 2 種低層住居専用地域<br>第 1 種中高層住居専用地域<br>第 2 種中高層住居専用地域 | 60       | 55          |
| 第 1 種住居地域<br>第 2 種住居地域<br>準住居地域                                    | 65       | 55          |
| 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域                                            | 65       | 60          |
| 都市計画区域で用途地域の定められていない地域                                             | 65       | 60          |
| 工業地域                                                               | 70       | 65          |
| 工業専用地域                                                             | 75       | 70          |

【振動規制法及び名古屋市環境保全条例に基づく特定建設作業に伴う振動の基準】

(振動規制法施行令 昭和 51 年政令第 280 号)  
(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)  
(名古屋市環境保全条例施行細則)

| 特定建設作業の種類                                                                                   |       | 振動規制法                      | 名古屋市環境保全条例 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------|----------------------------|------------|
| 1 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業                 |       | ○                          | ○          |
| 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業                                                                  |       | ○                          | ○          |
| 3 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。)            |       | ○                          | ○          |
| 4 ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。) |       | ○                          | ○          |
| 規制の種別                                                                                       | 地域の区分 | 基準等                        |            |
| 基準値                                                                                         | ①②③   | 75dB を超えないこと               |            |
| 作業時間                                                                                        | ①     | 午後 7 時～翌日の午前 7 時の時間内でないこと  |            |
|                                                                                             | ②     | 午後 10 時～翌日の午前 6 時の時間内でないこと |            |
| * 1 日あたりの作業時間                                                                               | ①     | 10 時間を超えないこと               |            |
|                                                                                             | ②     | 14 時間を超えないこと               |            |
| 作業期間                                                                                        | ①②③   | 連続 6 日を超えないこと              |            |
| 作業日                                                                                         | ①②③   | 日曜日その他の休日でないこと             |            |

注) 1: 基準値は、振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値。

2: 基準値を超えている場合、振動の防止の方法の改善のみならず 1 日の作業時間を\*欄に定める時間未満 4 時間以上の間において 短縮させることを勧告・命令することができる。

3: 地域の区分

- ①地域: ア 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、都市計画区域で用途地域の定めのない地域  
イ 工業地域及び工業専用地域のうち、学校・保育所・病院・診療所・図書館・特別養護老人ホームの敷地の周囲 80m の区域
- ②地域: 工業地域 (①地域のイの区域を除く。)
- ③地域: 工業専用地域 (①地域のイの区域を除く。)

【振動規制法第 16 条第 1 項に基づく道路交通振動の限度】

(振動規制法施行規則 昭和 51 年総理府令第 58 号)  
(振動規制法施行規則別表第二備考一及び二の規定に基づく区域の区分及び時間の指定  
昭和 61 年名古屋市告示第 113 号)

単位：dB

| 区域の区分   | 該当地域                                                                                                  | 昼 間      | 夜 間         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------|
|         |                                                                                                       | 7 時～20 時 | 20 時～翌日 7 時 |
| 第 1 種区域 | 第 1 種低層住居専用地域<br>第 2 種低層住居専用地域<br>第 1 種中高層住居専用地域<br>第 2 種中高層住居専用地域<br>第 1 種住居地域<br>第 2 種住居地域<br>準住居地域 | 65       | 60          |
| 第 2 種区域 | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域<br>工業地域<br>都市計画区域で用途地域の定められていない地域                                             | 70       | 65          |

【揚水設備に係る許可の基準（愛知県生活環境保全条例、名古屋市環境保全条例）】

（愛知県生活環境保全条例施行細則）  
（名古屋市環境保全条例施行細則）

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| ストレーナーの位置 | 10m 以浅                  |
| 吐出口断面積    | 19cm <sup>2</sup> 以下    |
| 揚水機の定格出力  | 2. 2kw 以下               |
| 揚水量       | 350m <sup>3</sup> /日 以下 |

注）なお、名古屋市環境保全条例では地下水のゆう出を伴う掘削工事において、ゆう出水を汲み上げるポンプ等の吐出口の断面積が 78cm<sup>2</sup> を超える場合に、届出が必要となっている。

## 【建築基準法】

(建築基準法 昭和 25 年法律第 201 号)

| (い) |                                         | (ろ)                                      | (は)               | (に) |                                              |                                     |
|-----|-----------------------------------------|------------------------------------------|-------------------|-----|----------------------------------------------|-------------------------------------|
|     | 地域又は区域                                  | 制限を受ける建築物                                | 平均地盤面からの高さ        |     | 敷地境界線からの水平距離が 5 メートルを超え 10 メートル以内の範囲における日影時間 | 敷地境界線からの水平距離が 10 メートルを超える範囲における日影時間 |
| 1   | 第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域            | 軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物   | 1.5 メートル          | (1) | 3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）                        | 2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）             |
|     |                                         |                                          |                   | (2) | 4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）                        | 2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）             |
|     |                                         |                                          |                   | (3) | 5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）                        | 3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）             |
| 2   | 第 1 種中高層住居専用地域又は第 2 種中高層住居専用地域          | 高さが 10 メートルを超える建築物                       | 4 メートル又は 6.5 メートル | (1) | 3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）                        | 2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）             |
|     |                                         |                                          |                   | (2) | 4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）                        | 2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）             |
|     |                                         |                                          |                   | (3) | 5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）                        | 3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）             |
| 3   | 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域 | 高さが 10 メートルを超える建築物                       | 4 メートル又は 6.5 メートル | (1) | 4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）                        | 2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）             |
|     |                                         |                                          |                   | (2) | 5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）                        | 3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）             |
| 4   | 用途地域の指定のない区域                            | イ 軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物 | 1.5 メートル          | (1) | 3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）                        | 2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）             |
|     |                                         |                                          |                   | (2) | 4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）                        | 2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）             |
|     |                                         |                                          |                   | (3) | 5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）                        | 3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）             |
|     |                                         | ロ 高さが 10 メートルを超える建築物                     | 4 メートル            | (1) | 3 時間（道の区域内にあつては、2 時間）                        | 2 時間（道の区域内にあつては、1.5 時間）             |
|     |                                         |                                          |                   | (2) | 4 時間（道の区域内にあつては、3 時間）                        | 2.5 時間（道の区域内にあつては、2 時間）             |
|     |                                         |                                          |                   | (3) | 5 時間（道の区域内にあつては、4 時間）                        | 3 時間（道の区域内にあつては、2.5 時間）             |

**【名古屋市中高層建築物日影規制条例】**

(名古屋市中高層建築物日影規制条例 昭和 52 年条例第 58 号)

| 対象区域                                                                         | 建築基準法別表<br>第 4 (ろ) 欄の 4<br>の項イ又はロ | 平均地盤面から<br>の高さ | 建築基準法別表<br>第 4 (に) 欄の号 |
|------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------|------------------------|
| 第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種<br>低層住居専用地域                                             |                                   |                | (1)                    |
| 第 1 種中高層住居専用地域又は第 2<br>種中高層住居専用地域                                            |                                   | 4 メートル         | (1)                    |
| 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又<br>は準住居地域                                               |                                   | 4 メートル         | (1)                    |
| 近隣商業地域又は準工業地域                                                                |                                   | 4 メートル         | (2)                    |
| 用途地域の指定のない区域のうち法<br>第 52 条第 1 項第 6 号の規定により<br>建築物の容積率が 10 分の 10 と定め<br>られた区域 | イ                                 |                | (1)                    |
| 用途地域の指定のない区域のうち法<br>第 52 条第 1 項第 6 号の規定により建<br>築物の容積率が 10 分の 20 と定めら<br>れた区域 | ロ                                 |                | (2)                    |

注) 別表第 4 は前頁の表に示すとおりである。

【名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例】

(名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例  
平成 11 年名古屋市条例第 40 号)

中高層建築物

| 項番号 | 地域又は区域                                                                                                         | 建築物                                                                                                                                   |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域                                                                                       | 軒の高さが 7 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物                                                                                                |
| 2   | 第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域(3 項に掲げるものを除く。)、準工業地域又は用途地域の指定のない区域                      | 高さが 10 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物                                                                                                 |
| 3   | 近隣商業地域(都市計画において、建築物の容積率が 10 分の 40 と定められたものに限る。 )又は商業地域(都市計画において、容積率が 10 分の 40 と定められた地域のうち防火地域と定められていないものに限る。 ) | (1) 高さが 15 メートルを超える建築物(次号に掲げるものを除く。 )                                                                                                 |
|     |                                                                                                                | (2) 高さが 10 メートルを超える建築物又は地階を除く階数が 4 以上の建築物のうち、冬至日の真太陽時による午前 9 時から午後 3 時までの間において、1 項又は 2 項左欄に掲げる地域又は区域内の法第 56 条の 2 第 1 項の水平面に日影を生じさせるもの |
| 4   | 商業地域(3 項に掲げるものを除く。 )又は工業地域                                                                                     | (1) 3 項右欄第 1 号に掲げる建築物<br>(2) 3 項右欄第 2 号に掲げる建築物                                                                                        |
| 5   | 工業専用地域                                                                                                         | 3 項右欄第 2 号に掲げる建築物                                                                                                                     |

備考

- 1 建築物を増築する場合においては、高さ及び階数の算定方法は、当該増築に係る部分の建築物の高さ及び階数による。
- 2 建築物が、この表左欄に掲げる地域又は区域の 2 以上にわたる場合においては、右欄中「建築物」とあるのは「建築物の部分」とする。

【緑のまちづくり条例（一部抜粋）】

（緑のまちづくり条例 平成 17 年名古屋市条例第 39 号）

第 5 章 緑の創出に関する施策

（施設等の緑化）

第 24 条 市は、市が設置し、又は管理する道路、河川、公園、庁舎等の公共用又は公用の施設の緑化に努めるものとする。

2 市民は、自ら居住する住まいの緑化に努めなければならない。

3 事業者は、工場又は事業場の緑化に努めなければならない。

第 25 条 市及び事業者は、庁舎等及び工場又は事業場（以下「施設等」という。）の新築、増築又は改築をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該施設等の敷地内の緑化をしなければならない。

第 26 条 前条の規定による緑化を行おうとする事業者は、規則で定めるところにより、当該緑化に関する計画について、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、当該緑化に係る施設等の敷地面積が規則で定める規模に満たない場合は、この限りでない。

2 前項の緑化に関する計画を実施した事業者は、遅滞なく、報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

## 【緑のまちづくり条例施行細則（一部抜粋）】

（緑のまちづくり条例施行細則 平成 17 年名古屋市長令第 158 号）

### 第 3 章 緑の創出に関する施策

#### （施設等の緑化の基準）

第 18 条 条例第 25 条の規定による施設等の敷地内の緑化は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

（1）緑化する土地の面積は、次のとおりとすること。

ア 敷地面積が 1,000 平方メートル以上の施設等の新築又は全部の改築の場合にあっては、その敷地面積の 10 分の 2 以上とする。ただし、敷地面積の全部又は過半が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域又は商業地域内にある施設等にあっては、その敷地面積の 10 分の 2 以上を目途とする。

イ 敷地面積が 1,000 平方メートル以上の施設等の増築又は一部の改築の場合にあっては、その敷地面積の 10 分の 2 以上を目途とする。

ウ 敷地面積が 1,000 平方メートル未満の施設等の新築、増築又は改築の場合にあっては、その敷地面積の 10 分の 2 以上を目途とする。

エ 敷地面積を拡大し、又は縮小する場合にあっては、拡大又は縮小後の敷地面積に応じ、アからウまでに規定するとおりとする。

オ ア又はエの規定にかかわらず、法令の規定に基づき空地を保有する必要がある場合その他やむを得ない事由がある場合であって、その敷地面積の 10 分の 2 以上とすることが困難な場合は、市長が認める数値以上とする。

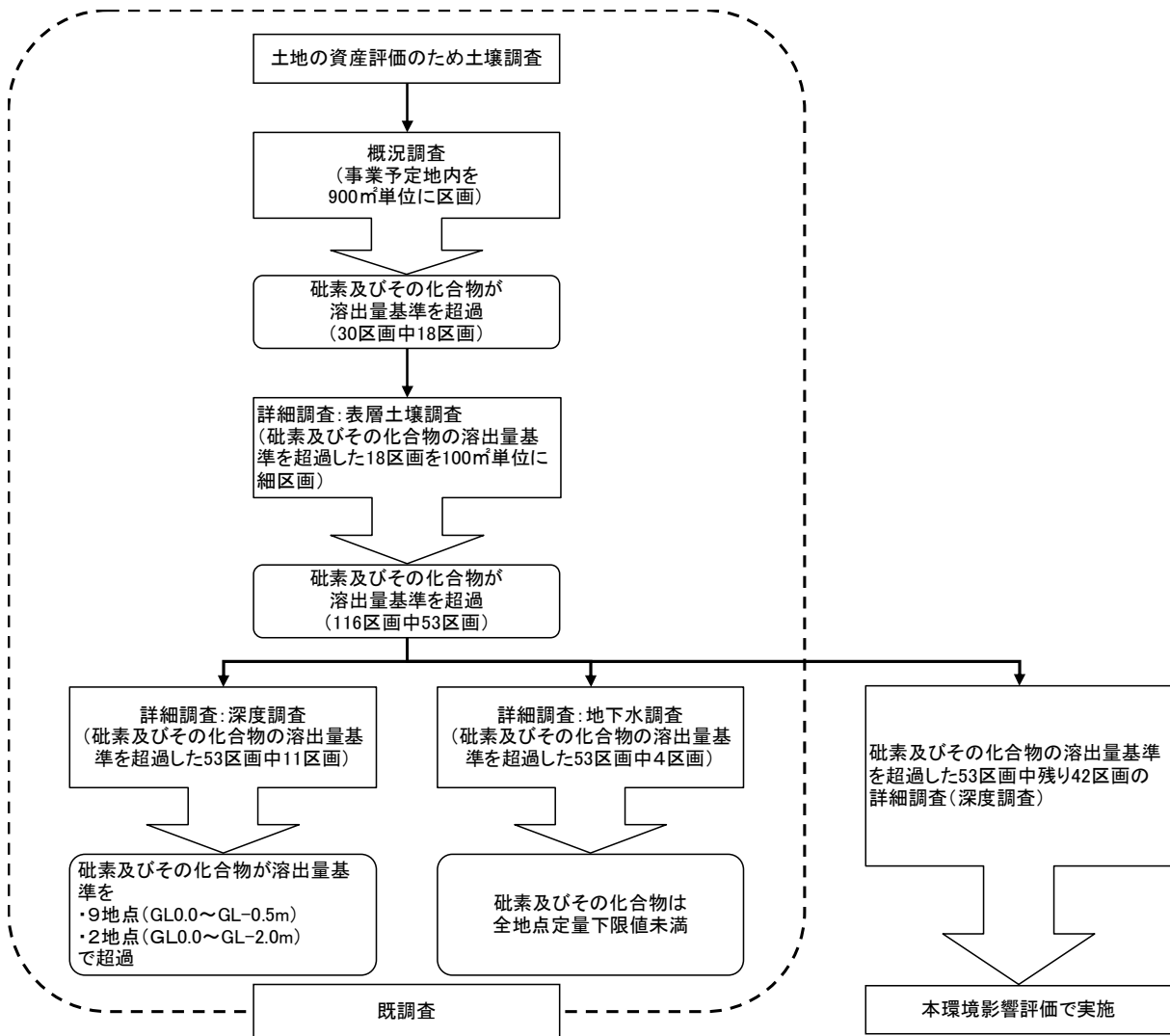
（2）緑化の方法は、次のとおりとすること。ただし、これによることが困難な場合には、屋上緑化、壁面緑化その他市長が認める方法によることができる。

ア 緑化は、主として樹木の植栽による。

イ 樹種は、主として常緑樹とする。

ウ 植栽した樹木等は、適正に維持管理する。

名古屋市ささしまライブ 24 総合整備事務所が、事業予定地内で行った土壌調査(既調査)の概要は、次に示すとおりである。



図－1 土壌調査の概要フロー図

## 1. 概況調査

### (1) 調査事項

- ① 第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）
- ② 第2種特定有害物質（重金属等）
- ③ 第3種特定有害物質（農薬等）

表－1 調査対象物質

| 分 類                     | 調査対象物質                                                                                                                                                                |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1種特定有害物質<br>（揮発性有機化合物） | 四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン及びベンゼン                                          |
| 第2種特定有害物質<br>（重金属等）     | カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物                                                                          |
| 第3種特定有害物質<br>（農薬等）      | 2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン(以下「シマジン」という。)、N,N-ジエチルチオカルバミン酸 S-4-クロロベンジル(以下「チオベンカルブ」という。)、テトラメチルチウラムジスルフィド(以下「チウラム」という。)、ポリ塩化ビフェニル及び有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト) |

(2) 調査方法

現地における試料採取方法及び各調査対象物質における試験方法は、表－２に示すとおりである。

表－２ 調査方法

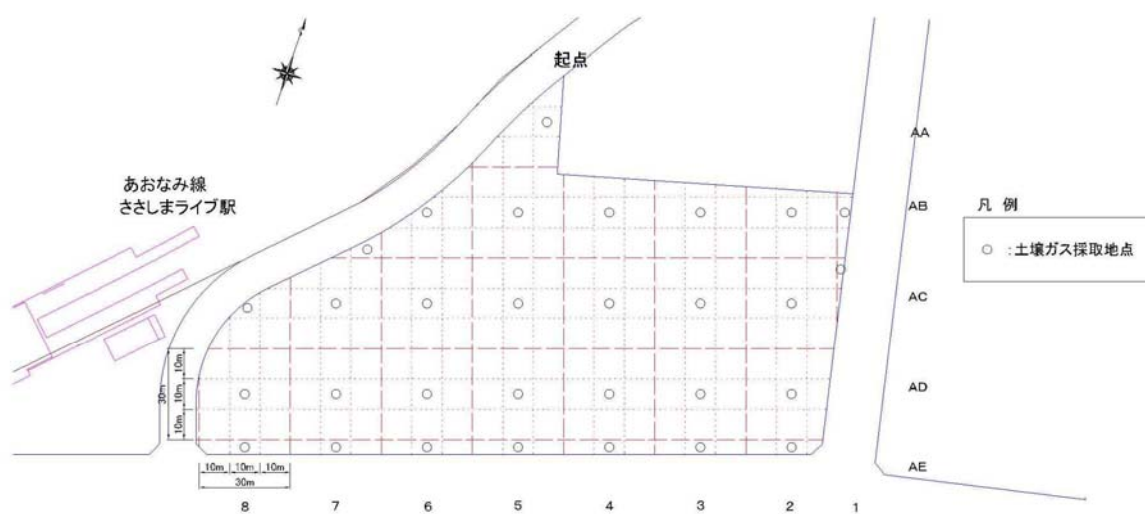
| 工 種       | 種 別                 | 細 別          | 備 考         |
|-----------|---------------------|--------------|-------------|
| 現地調査      | 土壌ガス採取              | 減圧捕集法        |             |
|           | 土壌ガス分析<br>第１種特定有害物質 | GC-PID/DELCD | オンサイト分析     |
|           | 表層土壌採取              | 自走式ボーリングマシン  | 裸地 GL-0.50m |
| 溶出量<br>試験 | 第２種特定有害物質           | カドミウム及びその化合物 |             |
|           |                     | 六価クロム化合物     |             |
|           |                     | シアン化合物       |             |
|           |                     | 水銀及びその化合物    | (アルキル水銀含む)  |
|           |                     | セレン及びその化合物   |             |
|           |                     | 鉛及びその化合物     |             |
|           |                     | 砒素及びその化合物    |             |
|           |                     | ふっ素及びその化合物   |             |
|           |                     | ほう素及びその化合物   |             |
|           | 第３種特定有害物質           | ポリ塩化ビフェニル    |             |
|           |                     | チウラム         |             |
|           |                     | シマジン         |             |
|           |                     | チオベンカルブ      |             |
|           |                     | 有機りん化合物      |             |
| 含有量<br>試験 | 第２種特定有害物質           | カドミウム及びその化合物 |             |
|           |                     | 六価クロム化合物     |             |
|           |                     | シアン化合物       |             |
|           |                     | 水銀及びその化合物    |             |
|           |                     | セレン及びその化合物   |             |
|           |                     | 鉛及びその化合物     |             |
|           |                     | 砒素及びその化合物    |             |
|           |                     | ふっ素及びその化合物   |             |
|           |                     | ほう素及びその化合物   |             |
|           |                     |              |             |

### (3) 調査場所

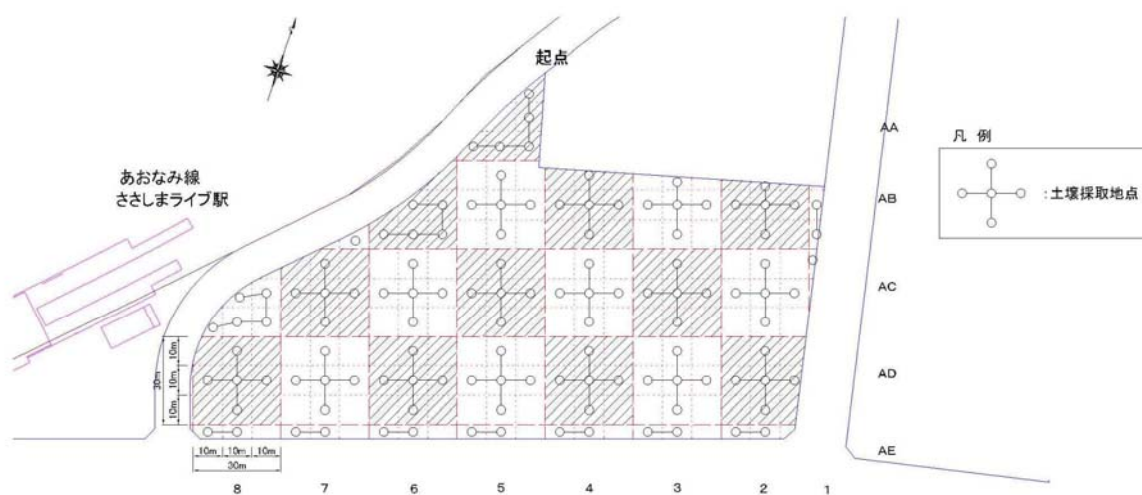
区画単位は、「土壌汚染等対策指針」（平成 15 年名古屋市告示第 413 号）に示す「第 2 調査区分地（900 m<sup>2</sup>単位）」を適用し、設定されている。試料採取等の方法については、表－3 に示す「土壌汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地」を適用している。

土壌ガス調査位置は図－2、土壌採取調査位置は図－3 に示すとおりである。

なお、第 3 種特定有害物質については、図－3 に示す網掛けされた区画においてのみ調査がなされている。



図－2 土壌ガス調査位置図



図－3 土壌採取調査位置図

表－3 試料採取等の方法

| 特定有害物質の種類 |                          | 第1種特定有害物質<br>(揮発性有機化合物) | 第2種特定有害物質<br>(重金属等)    | 第3種特定有害物質<br>(農薬等)     |
|-----------|--------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|
| 試料採取の考え方  | 土壤汚染が存在するおそれがあると認められる土地  | 全部対象区画内の1地点             | 全部対象区画内の1地点            | 全部対象区画内の1地点            |
|           | 土壤汚染が存在するおそれが少ないと認められる土地 | 30m格子内の1地点              | 30m格子内の一部対象区画で複数地点均等混合 | 30m格子内の一部対象区画で複数地点均等混合 |
|           | 土壤汚染が存在するおそれがないと認められる土地  | 調査の必要なし                 | 調査の必要なし                | 調査の必要なし                |
| 調査方法      |                          | 土壤ガス調査                  | 土壤採取・分析調査<br>(溶出量・含有量) | 土壤採取・分析調査<br>(溶出量)     |

注1) 表中の赤色枠は本調査での概要をあらわす。

#### (4) 調査時期

履行期間：平成19年2月26日～4月25日

#### (5) 調査結果

##### ① 第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）

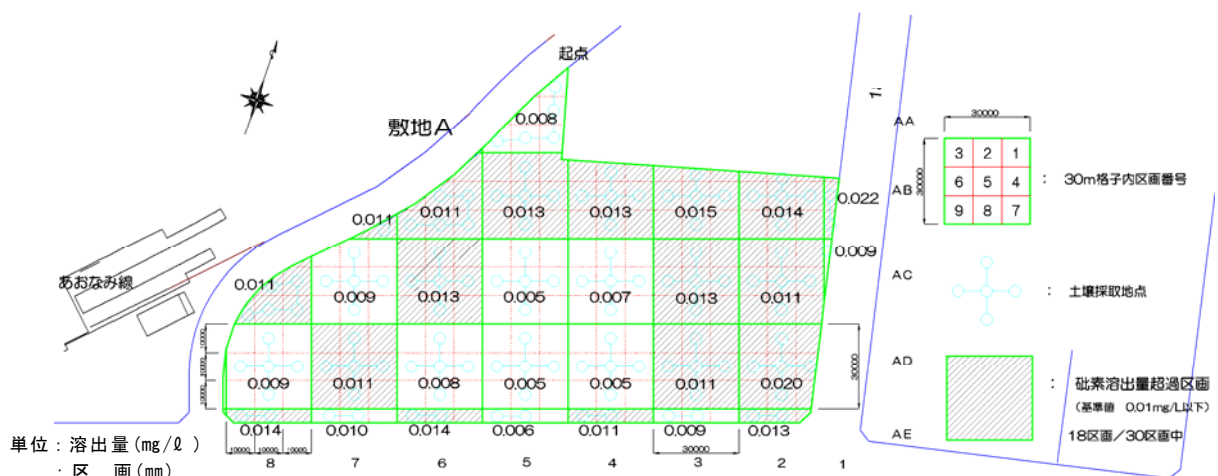
土壤ガス調査の結果、全地点において、調査対象物質の検出は認められていない。

##### ② 第2種特定有害物質（重金属等）

含有量試験の結果は、全地点において、土壤含有量基準を満たしている。しかし、溶出量試験の結果は、砒素及びその化合物について、30区画中18区画で土壤溶出量基準（0.01 mg/ℓ 以下）の超過が認められている。（図－4 参照）

##### ③ 第3種特定有害物質（農薬等）

溶出量試験の結果、調査を行った全地点において、土壤溶出量基準を満たしている。



## 2. 詳細調査

### (1) 表層土壌詳細調査

#### ① 調査事項

砒素及びその化合物

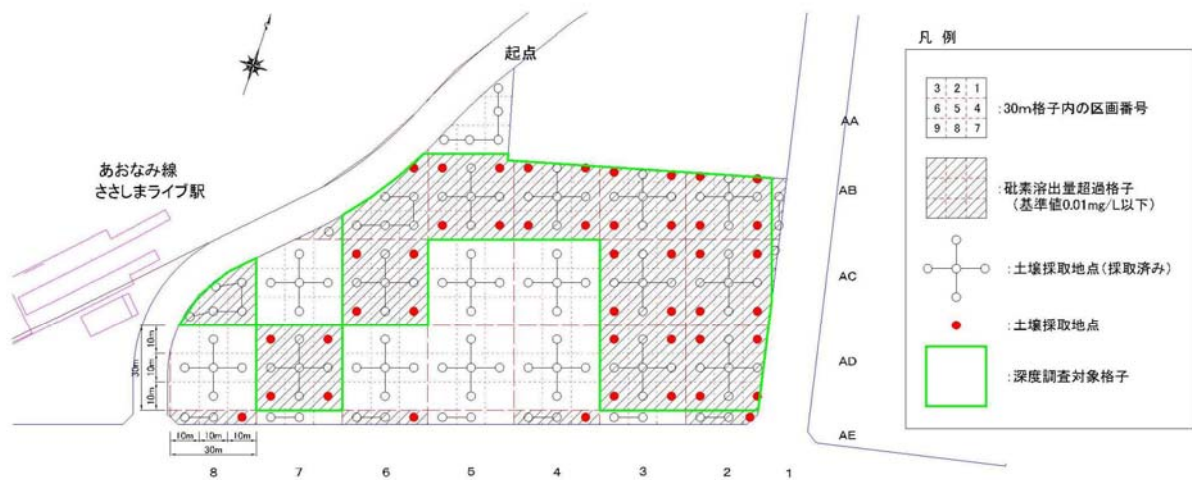
#### ② 調査方法

表層土壌採取は、環境ボーリングマシンを用いて実施されている。表層（GL 0 ～ - 5 cm）及び下層（- 5 ～ - 50 cm）の土壌を別々に採取し、室内で等量混合している。

室内分析は、「土壌溶出量調査に係る測定方法」（平成 15 年環境省告示第 18 号）に基づき実施されている。

#### ③ 調査場所

概況調査により、砒素及びその化合物が溶出量基準を超過した 18 区画（900 m<sup>2</sup>単位）において、100 m<sup>2</sup>毎に 1 箇所となるように調査地点を設定している。表層土壌調査位置は、図－5 に示すとおりである。なお、全調査地点数 116 地点のうち 71 地点については、概況調査時に採取した土壌試料を用いている。



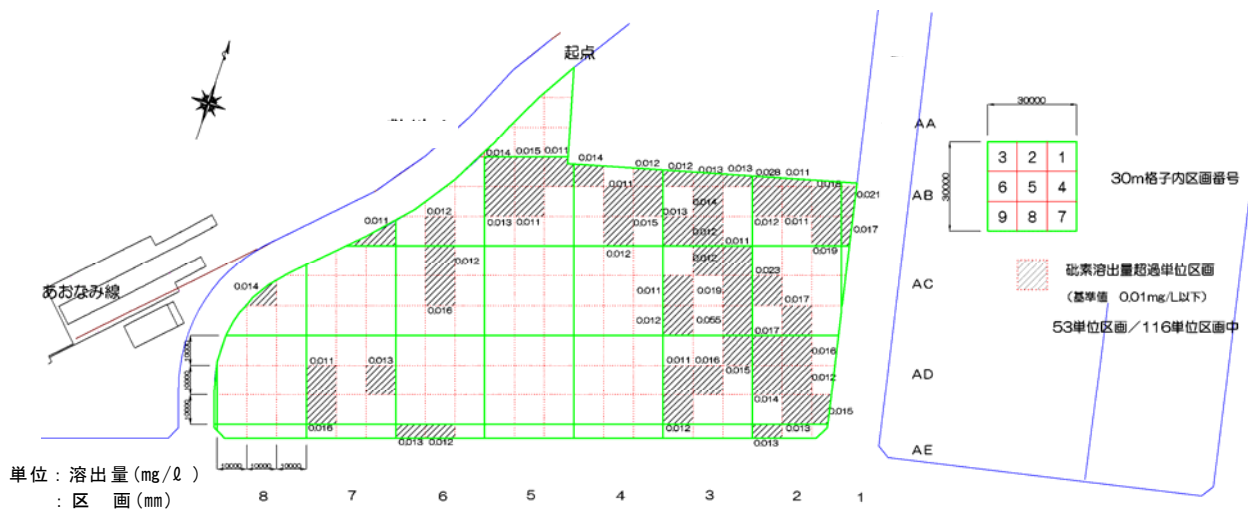
図－5 表層土壌調査位置図

#### ④ 調査時期

履行期間：平成 19 年 5 月 30 日～7 月 6 日

#### ⑤ 調査結果

調査結果は、図－6 に示すとおりであり、116 区画中 53 区画において、溶出量基準を超過している。



図－6 表層土壌調査結果

## (2) 深度・地下水調査

### ① 調査事項

砒素及びその化合物

### ② 調査方法

#### ア 深度調査

試料採取は無水掘りとし、掘削孔径  $\phi 86$  mm のシングルコアチューブを用いて行われている。

室内分析は、「土壌溶出量調査に係る測定方法」に基づき実施されている。

#### イ 地下水調査

塩ビ管 (VP50) 仕様とし、ストレーナー区間 GL-4.0～-6.0m の 2.0m とした地下水観測井を設置し、これより地下水を採取している。

室内分析は、「地下水に含まれる調査物質の量の測定方法」(平成 15 年環境省告示第 17 号)に基づき実施されている。

### ③ 調査場所

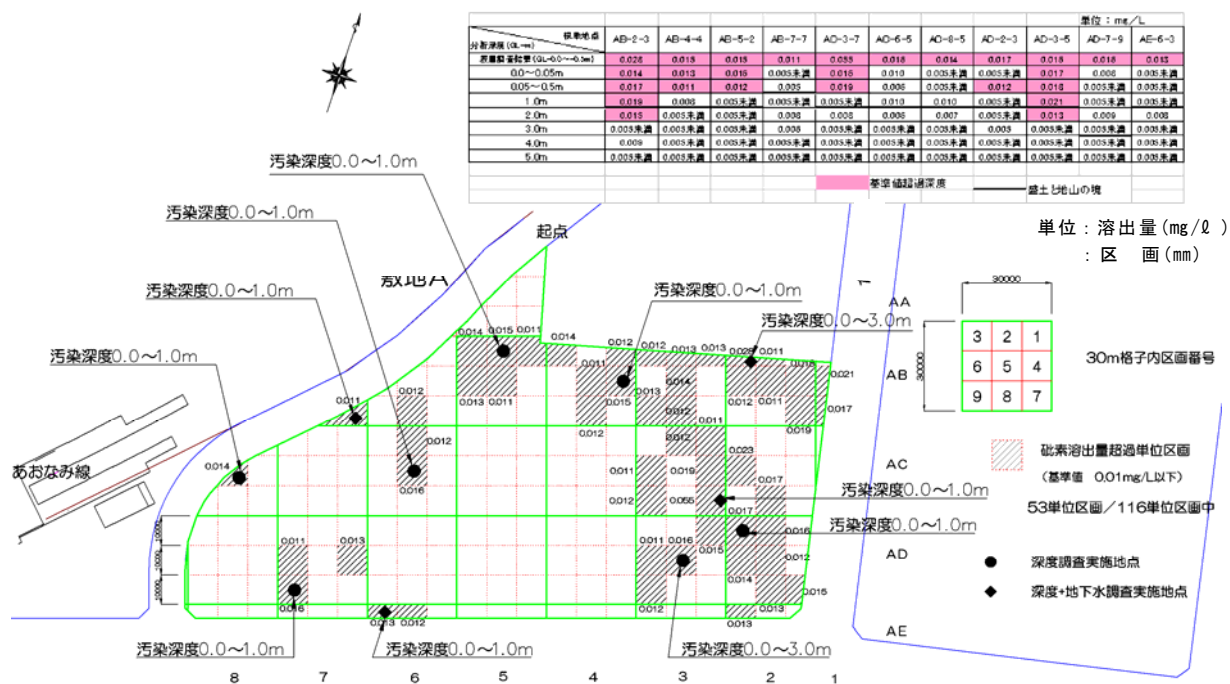
深度・地下水調査位置は、図－7 に示すとおりである。

#### ア 深度調査

砒素及びその化合物の溶出量基準超過がみられた 100 m<sup>2</sup> 単位の区画のうち、溶出量値が高い地点及び敷地全体を把握できる地点として 11 地点を選定し、実施されている。

#### イ 地下水調査

深度調査位置のうち、溶出量値が高い地点における地下水汚染の有無及び性状を把握することを目的として、4 地点で実施されている。



図－7 深度・地下水調査位置及び深度調査結果

#### ④ 調査時期

履行期間：平成 19 年 5 月 30 日～7 月 6 日

#### ⑤ 調査結果

##### ア 深度調査

深度調査結果は、前掲図－7 に示すとおりである。これによると、9 地点において GL0.0～－0.5m で、2 地点において GL0.0～－2.0m で溶出量基準を超過している。

##### イ 地下水調査

地下水調査結果は、表－4 に示すとおりであり、全地点において、定量下限値未満である。

表－4 地下水調査結果

単位：mg/L

| 調査対象物質    | AB-2-3  | AB-7-7  | AC-3-7  | AE-6-3  | 地下水基準  |
|-----------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 砒素及びその化合物 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.005未満 | 0.01以下 |



# 用 語 解 説



## 【用 語 解 説】

### （あ 行）

#### 影響要因

環境に影響を及ぼすおそれのある行為・要因。工事中の機械の稼働や車両の走行、工事完了後の施設の供用など。

#### 温室効果ガス

大気中の微量ガスが地表面から放出される赤外線を吸収して、宇宙空間に逃げる熱を大気中に蓄積するために、気温が上昇する現象を”温室効果”という。この赤外線を吸収する気体を、温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）では、二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・政令で定めるハイドロフルオロカーボン類・政令で定めるパーフルオロカーボン類・六ふっ化硫黄の 6 種類について、排出の抑制などの施策を行うとしている。

名古屋市は、地球温暖化等の環境問題に対処していくため、地球環境保全のための行動計画「なごやアジェンダ 21」を平成 8 年に策定し、その後、具体的な削減目標を掲げた「名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 13 年に、「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を平成 18 年に策定した。

### （か 行）

#### 環境要素

環境影響要因によって、影響を受ける可能性が考えられる項目。大気質、騒音、動物、生態系、電波障害など。

#### 環境基準

「環境基本法」（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条は、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」を環境基準としている。これは、公害発生源を直接規制するための基準（いわゆる規制基準）とは異なる。

#### 環境騒音

ある観測点において観測されるあらゆる騒音源から、救急車のサイレン等のような特異音を除いた騒音をいう。

(さ 行)

### 時間率振動（騒音）レベル

振動（騒音）の評価方法の1つ。振動（騒音）があるレベル以上になっている時間が実測時間のX%を占める場合、そのレベルをX%時間率振動（騒音）レベルといい、 $L_{AX,T}$  と表す。

### 地盤卓越振動数

対象車両の通過ごとに振動加速度レベルが最大を示す周波数帯域の中心周波数をいう。

### 遮蔽障害<sup>しゃへい</sup>

地上デジタル放送の場合、ビル等の建造物が送信アンテナ方向に建設されると、受信アンテナへ直接到来する電波（希望波）の一部が遮蔽されるため、電波の強度が低下して、受信できなくなる障害をいう。（アナログ波の場合の多重像（ゴースト）障害は発生しない。）

### 振動伝搬理論式<sup>でんぱん</sup>

地盤を伝搬する振動は、幾何学的拡散に加え、地盤を形成する土質の粘性抵抗の影響を受けて減衰する。振動を予測する場合には、これらの要因を考慮した伝搬理論に基づく予測式を用いる。この式のことを振動伝搬理論式という。

### 振動レベル

物理的に測定した振動加速度に、振動感覚補正を加えてレベル表示したもので、単位としてはデシベル(dB)が用いられる。通常、振動感覚補正回路をもつ公害振動計により測定した値である。

＜振動レベルの目安＞

90dB.....家屋の振動が激しく、すわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水は溢れ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人々は戸外に飛び出す程度の振動。人体に生理的影響が生じ始める。中震。

80dB.....家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ、器内の水面が動くのがわかる程度の振動。深い睡眠にも影響がある。弱震。

70dB.....大勢の人に感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の振動。浅い睡眠に影響が出始める。軽震。

60dB.....静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感ずる程度の振動。振動を感じ始めるが、ほとんど睡眠に影響はない。微震。

50dB.....人体に感じない程度で地震計に記録される程度の振動。無感。

## 騒音レベル

物理的に測定した騒音の強さ（圧力）に、周波数ごとに人間の感じ方を加味して補正を行ってレベル表示したものを、騒音レベル（A特性音圧レベル）といい、単位としてはデシベル（dB）が用いられる。通常、騒音計のA特性で測定した値である。

### <騒音レベルの目安>

- 120dB.....飛行機のエンジン近く
- 110dB.....自動車のクラクション（前方2 m）、リベット打ち
- 100dB.....電車が通るときのガード下
- 90dB.....大声による独唱、騒々しい工場の中
- 80dB.....電車の車内
- 70dB.....電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
- 60dB.....静かな乗用車、普通の会話
- 50dB.....静かな事務所の中
- 40dB.....市内の深夜、図書館の中、静かな住宅地の昼
- 30dB.....郊外の深夜、ささやき声
- 20dB.....木の葉のふれあう音、置時計の秒針の音（前方1 m）

## （た　行）

### 大気拡散モデル

発生源から排出された大気汚染物質がどのように大気中へ拡散するかを予測する方法。風速・風向等が一定の状態のもとで、煙源から連続的に排出された煙流の空間分布を予測するプルームモデルと煙源から瞬間的に排出された大気汚染物質の塊（パフ）の空間分布を予測するパフモデルを組合わせて予測する方法が一般的である。

### 地域冷暖房施設（DHC）

都市の増大するエネルギー需要に対してピークの平準化を行い、都市ガスと電気の組み合わせによるベストミックス方式を採用して NO<sub>x</sub> や CO<sub>2</sub> の発生量を抑えた環境に優しい熱供給施設のこと。

### 地上デジタル放送

2003 年 12 月 1 日から、関東・近畿・中京の 3 大広域圏で、地上波の UHF 帯を使用して開始されたデジタル放送。映像、音声、データ、制御信号などの信号を「0」と「1」に数値化して扱い、信号処理により大幅に情報量を圧縮する。これにより、1 チャンネル分の帯域で多チャンネル放送が可能となる。また、反射波等の妨害に強く、電波障害のおよぶ範囲がアナログ波と比較し縮小される。なお、受信可能エリアは順次拡大しており、2011 年 7 月に現在のアナログ放送から地上デジタル放送への完全移行が予定されている。

## 動 線

建物の内外で人や物が移動する経路を示す線のことをいう。

## 等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）

一定時間連続測定された騒音レベルについて、それと等しいエネルギーを持つ連続定常騒音に置き換えたときの騒音レベルのことで、環境基準の評価には等価騒音レベルが用いられている。

## 特定建設作業

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生する作業であって、政令で定めるもの及び「名古屋市環境保全条例」に基づくもので、騒音についてはびょう打機を使用する作業、さく岩機を使用する作業など 13 種類、振動については鋼球破壊、くい打ち機・くい抜き機を使用する作業など 4 種類の作業がある。

## （な 行）

### 日平均値の 2 % 除外値

1 年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1 年間での最高値を第 1 番目として、値の高い方から低い方に順（降順）に並べたとき、高い方（最高値）から数えて 2 % 分の日数に 1 を加えた番号に該当する日平均値のこと。浮遊粒子状物質の 1 年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

### 日平均値の年間 98 % 値

1 年間に測定された欠測日を除くすべての日平均値を、1 年間での最低値を第 1 番目として、値の低い方から高い方に順（昇順）に並べたとき、低い方（最低値）から数えて 98 % 目に該当する日平均値のこと。二酸化窒素の 1 年間の測定結果が環境基準に適合したかどうかを判断する際に用いられる年間統計値。

## （は 行）

## 発生集中交通量

1 つの移動（トリップ）の出発側と到着側をそれぞれ「トリップエンド」といい、トリップエンドを集計したものを「発生集中交通量」という。

## 反射障害

地上デジタル放送の場合、高層ビルや壁面面積の大きな建造物からの強い反射波が受信アンテナに入り、反射波の到達時間の遅れが大きい時に、正常な受信ができなくなる障害をいう。（アナログ波の場合は多重像（ゴースト）障害となる。）

## 風 害

ビル風による人的・物的な被害のことをいう。

## フォトモンタージュ

主要な眺望点から撮影した写真に、対象事業の完成予想図を合成して景観の変化を予測する方法をフォトモンタージュ法という。景観の予測に一般的に用いられている手法の一つ。

## フロンガス

メタン、エタン等の炭化水素の水素原子の一部、または全部をフッ素原子と塩素原子で置換したクロロフルオロカーボン類の総称。

フロンは無色無臭の気体または液体で、熱的にも化学的にも安定しており、毒性も引火性もないため、冷房、冷蔵、冷凍用の冷媒や、化粧品用エアロゾル剤、高級な溶剤、消化剤、ウレタンフォーム等の発泡剤に用いられている。大気中に放出、蓄積されたフロンは、太陽の紫外線によって分解して塩素原子を生じ、これが地球のオゾン層を破壊する。

(ま 行)

## マイクロウェーブ通信回線

電気通信業務、放送の業務等の用に供する目的で、890MHz 以上の周波数の電波による特定の固定地間の重要無線通信をいう。

(や 行)

## 有限要素法

コンピュータを用いた数値解析手法の一つで、解析対象を要素と呼ばれる小領域の集合体に見立てて、要素単位の状態量（力，変位，流量，水位など）の変化を解く方法をいう。

## 用途地域

用途地域とは一定の範囲の地域を定め、その地域内には一定用途以外の建築物を規制し、適正な土地利用を図り、市街地の健全な発展と環境保全を目的として、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく一連の手続きに従って定めるものである。

都市計画として定める地域は、第一種低層住居専用地域、第一種住居地域、近隣商業地域など 12 種類の地域区分がある。

(ら 行)

## リサイクル

環境汚染の防止、省資源、省エネルギーの推進、廃棄物の減少を図るために、廃棄物を資源として再利用することをいう。

## 路面平坦性

路面の平坦さを表す言葉で、高速道路以外の道路については、3 mプロファイルメータによる路面凹凸の標準偏差で定義される。道路の補修基準値に適用され、一般に路面平坦性は舗装完成後が最も良く、累計通過交通量の増加とともに暫時劣化していく。

本書に使用した地図は、名古屋市長の承認を得て、同市作成の 1/2,500 都市計画基本図および 1/25,000 名古屋都市計画区域図（東部）、（西部）を使用して作成したものである。承認番号 平成 20 年度 第 22 号

本書は、再生紙を使用している。